

公証人手数料の計算方法

<公証人手数料令 9 条別表>

1. 100 万円以下	5,000 円
2. 100 万円超 200 万円以下	7,000 円
3. 200 万円超 500 万円以下	11,000 円
4. 500 万円超 1000 万円以下	17,000 円
5. 1000 万円超 3000 万円以下	23,000 円
6. 3000 万円超 5000 万円以下	29,000 円
7. 5000 万円超 1 億円以下	43,000 円

※遺言記載財産が 1 億円以下の場合は 11,000 円を加算する（遺言加算）。

<計算方法>

①総額 1 億円を妻 1 人に相続させる場合。

$$43,000 \text{ 円 (7 番)} + 11,000 \text{ 円 (加算)} = 54,000 \text{ 円}$$

②総額 1 億円を妻に 6,000 万円、長男に 4,000 万円相続させる。

$$43,000 \text{ 円 (7 番)} + 29,000 \text{ 円 (6 番)} + 11,000 \text{ 円} = 83,000 \text{ 円}$$

※各相続人（受遺者）ごとに別個の法律行為（遺言者→妻、遺言者→長男）と考えて、それぞれの手数料を算定します。

③上記②に祭祀承継者（価格が算定不能＝11,000 円）の条文を入れ、公証人が出張して作成する場合。

$$(43,000 \text{ 円} + 29,000 \text{ 円} + 11,000 \text{ 円}) \times 1.5 \text{ (病床執務加算)} + 11,000 \text{ 円 (遺言加算)} + 10,000 \text{ 円 (日当)} = 145,500 \text{ 円 (+旅費交通費)}$$